

《ご注意》

★ 応募の前に必ず現地を確認してください。物件調書、図面と異なる場合は、現況が優先します。なお、応募時と行政財産目的外使用許可時の現況が異なる場合は、行政財産目的外使用許可時の現況を優先します。如何なる場合も本市は責任を負いません。

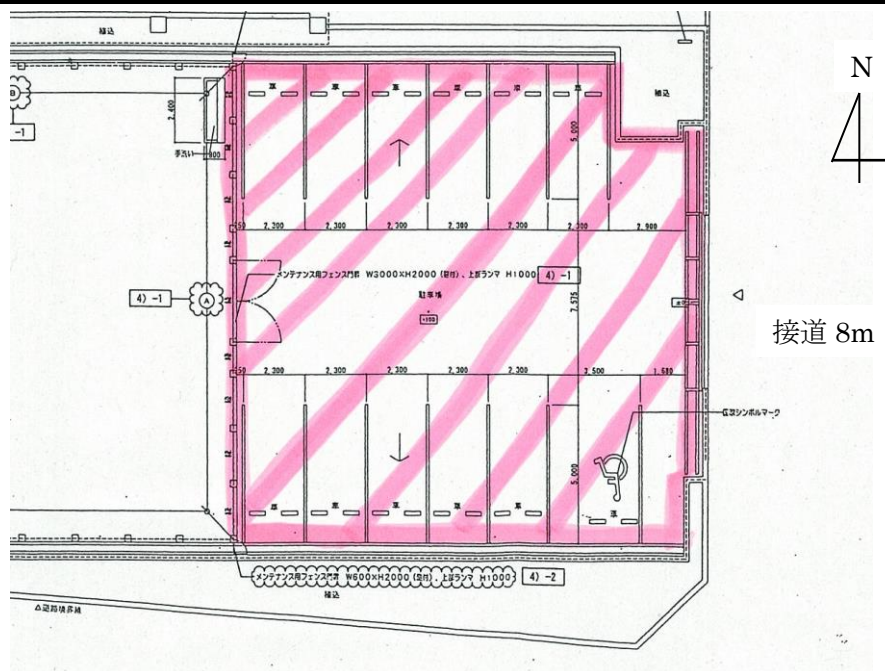
★ 公募は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件番号	1		
所在地	大阪府中央区森ノ宮中央1丁目17番1内		
住居表示	大阪府中央区森ノ宮中央1丁目17番5号		
使用許可面積	313.06m ²		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更地
接面道路の状況	西側 市道森之宮方面南北2号線 幅員約8m		
用途地域	第2種住居地域		
交通機関			
鉄道	JR「森ノ宮駅」 西方 約500m 徒歩約5分		
現況			
1. 本件地はアスファルト舗装しています。 2. 本物件内に、フェンス、門、植込み、マンホール等があります。			
特記事項			
1. 本件地を使用する際に、改修等を行う場合は、本市と協議を行ってください。また、その費用負担及び工事に必要な申請等については、すべて使用者で行っていただきます。なお、使用許可期間が終了した後は、本市の指示に従い、借主の費用負担で当初貸付時の状態に原状回復して本市に返還していただきます。 2. 貸付期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までとします。 ただし、使用許可満了の3ヵ月前（初年度は1か月前）までに書面により本市に申し出を行い、承認を得た上、1年毎の期間で更新ができるものとします。（※本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。） なお、更新については、当初の使用許可期間から通算5年を超えることができないものとします。 3. 使用期間中は、周辺に迷惑を及ぼさないよう、本物件を適正に管理してください。			
お問合せ	大阪府子ども青少年局中央子ども相談センター東部分室（管理担当） 電話（06）6926-4209		

案内図



明細図



注) 現況、車止め、駐車線は存在しない。